

第三十四回国会 衆議院 内閣委員会議録 第三十号

昭和三十五年四月十五日(金曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 福田 一君

理事浅香 忠雄君 理事岡崎 英城君

理事高橋 禎一君 理事高橋 等君

理事石橋 政嗣君 理事石山 權作君

理事田万 廣文君

内海 安吉君 小金 義照君

始関 伊平君 高田 富與君

谷川 和穂君 津島 文治君

富田 健治君 橋本 正之君

保科善四郎君 三田村武夫君

山口 好一君 柏 正男君

久保田 豊君 杉山元治郎君

中原 健次君 柳田 秀一君

受田 新吉君

出席國務大臣

國務大臣 石原幹市郎君

出席政府委員

自治政務次官 丹羽喬四郎君

總理府事務官 (自治庁長官官房) 柴田 護君

建設政務次官 大沢 雄一君

建設事務官 鬼丸 勝之君

(大臣官房長)

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

四月十五日

委員辻寛一君、中川俊思君及び八田

貞義君辞任につき、その補欠として

高田富與君、津島文治君及び三田村

武夫君が議長の名で委員に選任さ

れた。

本日の会議に付した案件

自治庁設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第九号)

建設省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第九二号)

○福田委員長 これより会議を開きま

す。

自治庁設置法の一部を改正する法律

案を議題とし、質疑を許します。保科

善四郎君。

○保科委員 私は自治省の設置につ

きまして、この法案につきまして、長官

にいろいろ問題になっている点をお尋

ねいたしたいと思います。私は根本的

に考えまして、自治庁の自治省への昇

格は非常におそ過ぎたと考えておるも

のであって、すみやかにこれを実現し

なくちやならぬという見解に立ってい

るのであります。しかしこの昇格に関

して、いろいろな議論があることは長

官御承知の通りであります。あるいは

旧内務省の復活ではないかというよう

な議論もございますし、また内務省の

復活だと言われることにおびえて、あ

まりに消極的な案ではないかというよ

うな議論もあるわけでありまして、従

って私はこれらのことにつきまして、以

下各項にわたって長官の御意見並びに

考えておられるところを明快に御答弁

をお願いしたいと思います。

第一に、自治省の設置はかつての内

務省機構の復活を企図しているのでは

ないかということに対することでござ

いますか、私はかように考えないの

でありますけれども、どうもそういう

ような疑いを持つていろいろな議論が

行なわれておるのでありますから、

はっきりこの点について、長官のそ

ういふことを考えていないかというこ

を具体的に一つ御説明を願いたいと思

います。

○石原國務大臣 保科委員から今お話

しになりました内務省の復活というよ

うなことを考えておるのではないかと

いう世論が一部にあるが、そういうこ

とは全然考えていないかということ

はつきり言え、こういうことでござ

います。内務省というのは昔、都道府

県、ことに知事につきましては直接任

命権を持つて指導しており、警察権も

持つておった。それから現在の厚生

省、労働省あるいは建設省というよう

なものを包括しておた省でございま

して、今日の憲法下におきまして

は、そういうことは考えようにも考え

られないということにございまして、

自治というものは憲法にもちゃんと、

条章が定められて、地方団体は自

治の本旨に沿うて運営されなければな

らぬ。知事も公選制度になり、これを

昔のような形にするなどということ

は、考えても実現できないことであり

ます。ことに警察につきましては国家

公安委員会という制度が設けられま

して、これが警察を管理して、中正な立

場から警察を運営しておるということ

にございまして、まあわれわれが考え

ております自治省案は、こういうこ

とにおきましては、考えようとしても

考えられないことではないか、かよう

に思っております。

○保科委員 次に、この改正案が自治

庁と国家消防本部とを単に統合した

だけであって、すこぶる不徹底であ

る、こういう見方があるわけでありま

す。具体的に申し上げます。昨年一月の

行政審議会答申とも違つておるし、

またかつて第二十四国会に提案され

ました内政省案とも違つて、非常に退却

したものである。すなわち行政審議会

では自治庁に国家消防本部、企画庁の

総合開発局、建設省の国土計画、地方

計画、都市計画部門、それから北海道

開発庁、総理府の特別地域連絡局、首

都圏整備委員会というようなものを総

合するといいようになつております。

それからかつて二十四国会に提案され

ました内政省案では自治庁、建設省、

それから首都圏整備委員会、南方連絡

事務局というようなものを総合してお

る案であります。こういう二つの具体

的な研究ができておるのであります

が、要するにこれらの二つは地方行政

の総括省に自治省をしようという基礎

であつて、私は考え方としては非常に

すつきりしておるように思ふのであり

ますか、こういう案をとらせずに、非常

に退却した案をとられた理由を一つ

はつきり示していただきたいと思いま

す。

○石原國務大臣 ただいま保科委員か

ら御指摘になりましたように、かつて

建設省と自治庁と、それから経済企画

庁その他にありますが、地方開発、国土

総合開発というようなものを一本にし

ました内政省案が出たのでございま

す。これにつきましても非常にいろ

いろ議論がございまして、ついにその

後の国会においてこの案を撤回した。その後も、昨年の行政審議会の答申におきましても、建設省までという案ではございせんが、国土開発であるとか、離島振興であるとか、南方連絡事務局であるとか、首都圏整備であるとか、いろいろなものを統合したものを作れという答申が出ておる。自由民主党の調査会等におきましても、そういう意見がなかなか強いのでございまして、事実上、理論としてはそういうことが非常に主張されるのであります。ところが、実際問題としては、やはり官庁機構の問題に直接触れられるので、なかなか結論がまとまらぬので、じじい数年も経過してきたという事になつておりますので、今回は自治庁に、自治体消防となつて地方と非常に関連の深い消防を一緒にいたしまして、また自治省を作る。自治庁をこのままにしていくことはできないとわれわれは考えておるのでございまして、まず自治省を作つて、それから事態の推移に応じて地方総合開発なり国土開発、こういう自治省に統合すべき筋合いのものを含め加えていくように努力したい。とにかく受け入れ体制を作つて、早く自治省というものをこしらえていく必要があるのではないか。こういう意味で今回の自治省案を提案したよりな次第でございまして。

○保科委員 今長官の言われたことはよくわかります。結局各省にまたがっているようなものを入れるというとなかなか調整がとれず時間がかかる。それよりもとりあえず自治庁の不便を感ずる点をすみやかに排除するため、こゝろいろいろ形態のものをまず早く実現するというのでやってみようという事は、よくわかりますが、いざいざにしても今長官が言われました通り、將來においてすっきりした体制をとるよう御検討を願って、すみやかにそういうような方向に向けられることを期待をいたしたいと思います。

次に自治庁の強化よりも、むしろ自治委員会を設けて、民主的に地方行政の運営をはかろうという議論もあるのですが、これについてどういふようにお考えになっておられますか。

○石原国務大臣 自治委員会という構想は、やはり一つの行政委員会的の構想ではないかと思つております。御承知のように戦後行政委員会の制度が幾つか設けられたのでございますが、やはり閣内におきまして責任大臣をもつていろいろの施策を推進していくということが、その後の経緯等から見ましても最も必要ではないかという事になり、行政委員会は準司法的な事務であるとか、そういうものには格好の形態と考えられるのでありますが、ほんとうに大きく政策を企画立案して、政策的に大きく伸ばすには、やはり責任大臣をもつて仕事を推進していくことがいいのでありまして、そういう意味で、この自治委員会の構想はとつていいのでございます。しかし幸い自治庁にはいわゆる参事の制度が

ございまして、地方六団体といふものが、各地方団体を代表する立場の人が参事になって、参事会議等いろいろ諮問をいたしてあります。また財政面の問題につきましては、これもやはり地方の各団体から推薦される委員によつて構成されております。地方財政審議会等もあつてあります。そういうものと両々相対しての運営をはかつていくのが、真に自治行政を伸ばしていくのにはいいという意味で、今回提案したようなことになっておるのであります。

○保科委員 自治省はその所管する事務、範囲等を見ましても、仕事の内容は相当広範にわたつており、各省の中でも一番大きい予算を使つておられるのであります。この仕事の内容に比較して定員が非常に少ないように思つておられます。定員わずか三百八十八名、こゝろいうことでもうまうまかどろかといふことを私は若干疑問に思つておられますが、その点に關する所見を承りたいと思つておられます。

○石原国務大臣 自治庁が今やつております仕事は、地方財政計画の編成であるとか、いろいろな政策の企画立案ということが中心でございまして、現業的な事務は全部都道府県以下自治団体がみんやつておるわけでありまして、そういう意味で非常に人員が少ないわけでございます。しかし仕事の性質から考えまして、ただいまの自治庁と消防本部を統合した程度の自治省でございまして、大体この定員で、さしあつては支障なく事務の運営がはかられるのではないかと考えております。

○保科委員 次に伺いたいのは、自治省の案では現在の自治庁に比べて、実質上どれだけの責任体制が確立されるかといふ点につきまして、具体的に一つ御説明を願ひたい。

○石原国務大臣 今の自治庁は総理府の外局といふような形になっておるのでございまして、閣議議決権でありまして、政令の制定権であるとか、そういうものは内閣総理大臣が一切持つておる、こゝろいうことになっておるのであります。そこで自治庁のごとく各省と非常に関連も深いし、実質的には非常に大きな地方財政の指導をやつておられます。交付税の配分とか、いろいろ大きな問題も持つておるのでございまして、そういう意味から責任行政大臣を置かしまして、一切総理大臣を經由してということになしに仕事をやつていく立場にすべきではないか、こゝろいうことが省と庁のままであるといふことの一番大きな相違点ではないかと考えておられます。

○保科委員 こゝろいうことを聞いておるのですが、こゝろいうことがありましかどろか。総理大臣經由の会計事務が年間平均六十件から七十件くらいある。それが自治庁、総理府から大蔵省へいくのに百日から百六十日かかつて、総理府から自治庁へくるのに十三日ないし三十日かかる。結局百十三日ないし百九十日かかる。大へんな時間的なロスであります。現実にはこゝろいう工合に事務が行なわれておるわけでありましか、それを伺ひたい。

○柴田政府委員 今お話を平均で申されたと思ひますが、現実には大体その程度、あるいはそれ以上のことが事実あるのでありまして、それがために事務処理上非常に不便を感じております。

○保科委員 これは不便どころでない、大へんなロスであると思つておるが、こゝろいうことが今度自治省になると非常に改善されるのですか。どの程度に改善されるのですか。その点を承りたい。

○柴田政府委員 自治庁が省になりましたと、省令の制定権ももちろんございまして、また会審法上の予算執行上の権限も与えられるわけでございます。で、ただいまお話を自治庁と総理府との間の往復回数といふものは全然なくなつてしまふ。従つて今御指摘になりましたロスといふものは解消するといふことになつておる。

○保科委員 全部解消しますか。

○柴田政府委員 そうでございます。○保科委員 それは大へんけつこつてございまして。

次に国家消防本部を自治省に統合するといふことが、非常事態における治安の確保の点から見ますと、警察との連絡がおそくなつて、かえつて害があるといふ見方が一方にあるようでありまして、この点に關する見解を承りたい。

○石原国務大臣 それでよろしゅうございまして。

○保科委員 次に、消防庁の組織、機構については、この際すべて自治省の設置法に取り入れた方がいゝのではないかとこの意見がございまして、この点に關する所見を伺ひたい。

○柴田政府委員 御指摘の点でございますが、消防庁の組織、機構につきましては、外局でございまして、これを設置法の中に規定するが、今のままにしておろかといふ問題は確かにあるのでございます。全部設置法の中に規定してしまふといふ御意見もございまして、ただ外局の組織、権限、機構等につきまして、実際の立法例では設置法の中に全部入れておる形もございまして、設置法の中には外局の設置だけを規定いたしました。その組織、権限等は他の単独法で書いてあるといつたようなところもあるものでございまして、

ざいます。その取り扱いは一定いたしておりません。消防庁の場合におきまして一緒に入れたらどうかという御意見は、私もといたしましてはそのようにした方がいいのではないかと実は考えております。ただ今回の設置法の一部改正でそのことをいたしませんでしたのは、現在消防本部の組織、機構につきましては消防組織法の中に規定されておりますが、これを設置法の中に入れて参りますが、消防組織法のみならず、消防法まで所要の訂正をしなければならぬ。つまり消防組織法で消防を通ずる大きな改正をしなければならぬということになりますので、今回はとりあえず設置法中には外局を設置するということだけを書きまして、ほかの組織、権限等につきましてはあけて現在の組織法の中にゆだねる、かような措置をとったわけでありまして、なお消防法の根本的な改正とあわせて御趣旨の点は改善して参りたい、かように考えておる次第でございます。

○保科委員 根本的な全面的な改正になるから一応この程度にした、しかし将来消防組織法とか消防法というようなものについては検討を行なっていくというように了解してよろしくございませうか。

○柴田政府委員 お言葉の通りでございます。

○保科委員 次は、地方自治法その他自治関係の法律の中で総理大臣の権限とされておる事項の中で、自治省の設置によって自治大臣の権限とするものと総理大臣の権限として残すものがあると思ひますが、その振り分けの基準はどうかという基準によってやられておる

か、その点を承りたいと思ひます。○石原国務大臣 ごく大筋を申し上げますと、いわゆる行政大臣といふか、としての仕事の部分は、全部自治大臣に移つてくると思ひます。ただ内閣総理大臣が都道府県知事を罷免するような権限があるとか、あるいは地方公共団体における行政に法令違反等があつた場合には是正改善を求めるとか、こういうような権限を持つておる内閣総理大臣と書いてあります部分には、やはり内閣総理大臣に権限を残していく、その他一般の行政事務に関する部分の内閣総理大臣は全部自治大臣になる、こういう筋と考へていただいたいと思ひます。

○保科委員 国家行政組織法上の地方自治に関する総理大臣の権限の行使については、自治省はどうかという関係を持つていかれるか、その点を承りたい。

○柴田政府委員 お尋ねの問題は国家行政組織法の第十五条、十六条ではないかと考へるのでありますが、この第十五条は都道府県知事の罷免権、または地方公共団体またはその長に対する措置の命令等が地方自治の本旨に反すると認められる場合に、関係大臣に対して必要な指示をする権限であります。これは従来は自治庁は総理府の中にございまして、自治庁長官は総理大臣の権限の行使について補佐して行く、こういう形であつたのです。ところが今回は自治省が独立いたすわけでございますので、これは補佐といふことはできません。しかし現実問題といたしましては、自治省の持ちます国と地方団体との調整と申しますか、調整機能というものから見まして、またその仕事の

内容が非常に事務的にわたるものも相当地ございます。そこでやはり内閣総理大臣がこの権限を行使されます場合に、自治大臣がこれを援助して行く、こういう形で運営していくことが一番望ましい、かように考へまして、この改正法案では内閣総理大臣の所屬ではございませんので、助言その他の援助によって援助するわけである、かように書き分けるわけでありまして、なお先ほど大臣からお話ございましたが、内閣総理大臣の権限を自治大臣の権限に移します場合に、振り分けて参ります基準といたしましたのは、先ほど大臣の申されました通りでありまして、この内閣総理大臣の権限をできるだけ自治大臣におろしていつて、そうして内閣総理大臣の荷を軽くすると申しますか、ということがまた自治省設置の実益でございまして、従いましてその振り分けをいたします場合に、国家行政の最高責任者としての立場の総理大臣の権限に関するもの、たとえば地方自治法の二百四十六条の措置要求の権限、こういうものにつきましては、事柄の性質上これは内閣総理大臣の権限に残していく、あとはあけて自治大臣に委譲する、こういう方式をとつた次第でございます。

○保科委員 大体疑問あるいは問題となつておる点に対する長官の考へておられる点を承りましてよくわかりました。私は先ほど申し上げました通り、この行政機構の最も重要な点は、権限と責任を明らかにする点であると思ひます。従つて何も遠慮される必要はないのですから、今度は早く実現をするということのために、こういう簡素な姿をとられたのでありますけれども、一つ筋の通る検討をされて、そして地方自治が円満に、しかもりっぱに行なわれるような検討をさらに加えられることを特に要望いたしておきたいと思ひます。ことにこの自治省は、先ほど来長官の御説明によつてわかりましたが、そういうような疑問を持つていたが、そういうふうな疑問を持つては、向きもありませんので、運用上は特に注意をされて、りっぱな自治省ができたということによって各地方自治体から敬愛をされ、尊敬されるような自治省の慣行をお作りになることを特に要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○福田委員 次に石山権作君。

○石山委員 質問の初めに、委員長にこの法案の取り扱ひ方について御意見を承つておいた方がいいのではないかと申すので、それはわれわれは毎国会ごと内閣委員会としては、各種設置法というのをたくさん取り扱ひます。しかし今まで取り扱つたりは大きなものは、局を設けるあるいは官房を設けるくらいのところでございます。ですから一省のあるいは一官庁の中における組織の一部変更あるいは定員増ぐらいのところは、おおむねの設置法でございまして、その次には普通いわれている学識経験者その他の民間の御意見を拜聴いたしましよというので、各種調査あるいは審議委員会等を設けて、これは設置法のわれわれの経験でございまして、今度の設置法というものは、一つの省を作りた、こういう提案でございまして、今までは大へんに内容から形、大きさというものが違つたところがございます。これはもちろん自治庁としての意欲的な提案もあるだろうと思ひけれども、内閣全般の

責任においての解明の仕方がこの場合必要なのではないか。この場合、内閣の最高の責任者であれば総理大臣もそうでしょうけれども、たとえば官房長官が随時出られる、官房長官が出られなければ総務長官が随時出られるとか、あるいは最終的な仕上げには総理御自身が来て解明する、こういうふうな態勢が必要じゃないかと思ひますが、それに関しての委員長の取り扱ひ方を一つお聞きしておきたい。

○福田委員 解説はごもつともだと思ひますが、しかし総理を出すと、これは今御承知のように非常に安房問題等で忙しいときでもありますし、官房長官を出せというお話しは、これはもちろん取り扱ひ得るものと思ひますが、いざにいたしまして、今のお話しは理事會で一つ御相談をさせていただき、その上できめさせていただきます、かように思ひます。

○石山委員 理事會でもいいでしょうけれども、一つの基本としては、そういう態度を貫いていただきたいというものが私の意見でございますから、取り扱ひ方はそういうふうなところに目を向けて善処していただきたいと思ひます。これは希望意見ですが、長官にお伺ひいたします。

私、今委員長に対して希望意見を述べたごとく、われわれが今まで取り扱つた設置法から見ますと、事あまりにも重大だといふふうな感じでございます。提案の形が非常に大きいだけで、何も私は人数だけを言うのではございませぬが、内容的に見ますと、何か空疎な感じがしてなりません。こ

それはもちろん皆さんの方から御意見を
お聞きするわけで、たとえ財政の問題
とかいろいろあるだろうと思うので
すけれども、私どもから言わせれば、
消防庁を吸収したくらいで一省をお作
りになるという考え方は、少しく誇張
した御意見ではないのか、こういふ
うに思われてなりません、提案の趣
旨説明を私ゆべとくと拝見いたしま
したが、これはおおむね抽象的な美辞
麗句に飾られていて、必然性というこ
とになりますと、案外通り一ぺんなの
ではないか。一省に昇格するにしてい
て、提案の内容が大へんに簡素であつ
て、抽象的であるようでございます。
力説される点、三つか四つあるよう
でございますが、それに対して詳しく解
明をしていただきたい、こう思いま
す。

○石原国務大臣 石山委員から今お話
がございましたが、確かに省としての
形から見れば人員その他は少ないと思
います。しかしこれは先ほども申し上
げましたように、自治庁のやつてお
ります仕事というものは、主として政
策の企画立案とか、あるいは法令の制定
であるとか、あるいは予算の要求、地
方財政計画の策定とか、こういう企画
的業務が非常に多いのでございまし
て、そういう関係から省直接には現業
事務を持つておりません。しいて言え
ば現業に關連する部分は、都道府県あ
るいは市町村ということになるわけ
でございますが、そういうことで人数は
非常に少ないのでございます。しかし
自治庁の關係しております予算の額の
面から見ましても、交付税等の額から
言へば、各省を通じましてほとんど最
高位に属するものではないか。毎年

予算編成にあたりまして、一番最後
まで難問題をかかえておるのも自治
庁であるという形でございます。それ
から各種の法令の制定の様子を見ま
しても、毎国会あるいは省庁を通じま
して、非常に上位の部に属しているの
ではないか。しかもいろいろ選挙法等に
關連することまで、非常に問題の多い
法案をかかえておる、こういふよう
なことでございまして、形は非常に簡
素でございますけれども、そのやつて
おりますことは、やはり行政なり民主
政の基礎になつております地方自治
育成、援助、指導するということ
でございます。最も基本的な行政の実態
に觸れるのでございまして、その責
任体制をはつきりせしめたい、こう
いうことでございまして、先ほど保
科委員との間にやりとりをいたしました
に、地方開発であるとか地方自治に
關連するものが、まだ相当各省に残
つておると思つております。私は
行く行くはそういうものを統合いた
しまして、地方自治なり地方開発の
責任省という形に持つていきたい、
かように考えております。

○石山委員 私は長官のお話を聞いて
一つ気になつた点がございまして。そ
れはここにこういふことをあなた
がお話しておるのです。地方自治は
民主政治の基礎である、民主政治の
方法論の一つとして地方自治、分
権をあなたたちが考へておるのだ
らうと思つております。しかし今
の御答弁の中で指導という言葉を
使つておるわけですね。その指導
ということと民主政治のあり方の
地方分権ということ、私はそこに
問題があると思つております。地方
分権というのです。地方分権とい
うことと民主政治のあり方の地方
分権というわけですね。その指導
と指導する中央官庁としての指導

というものは、一体何をさして
おるのか。あなたたちは地方分
権することによつて地方自治が発
達するのだ、それが民主政治の
基本だ、こうおっしゃつていな
がら、すぐその次には指導す
る。さつき保科委員は責任体制とい
うような言葉を使つていたよう
ですが、責任体制を明確にして指
導する、その責任体制を明確に
して指導する、その責任体制を
明確にして指導する、その責任
体制を明確にして指導する、そ
ういふ問題もあるいは指導の中
に入るかもしれない。しかし指導
という限界は地方自治、いわゆる
地方分権といふものを制約しない
範囲内における現状の自治
庁のあり方から見ますと、そん
な不足はないか、何もわざわざ
省を作る必要はないか、何もし
ないで、その指導の限界とい
うことは一体何をさして指導
なさろうと思つておられるか、
それを一つ御説明していただ
きたい。

○石原国務大臣 指導といひますか、
自治の行政の援助というよりな
中心でございまして、今石山委員
の言われましたように、やはり
現在の地方自治の現状から申し
ましたならば、地方財政とかい
うことは中央との關連も非常に
深い点が多いのでございませ
ん、御承知のように地方交付税
等々各地方団体間の財源調整を
やつたり、いろいろなことをや
つておるわけでございます。そ
ういふ意味で地方財政と中央
と關連する面も深いと思つて
おります。あるいは公共事業を
やるにいたしましても、国の助
成の問題であるとか、地方負
担の問題であるとか、中央と地

ということとの關連はきわめて
深いものがあると思つておる
のであります。しかし私ども地
方自治の堅実なる発展のため
にできておる自治庁でございます
ので、もちろん自治の限界とい
うものについては十分關心を
持たしまして、いろいろ當たつ
ていく、こういふことは私
から申し上げるまでもないと思
つております。私が使つた指導
といふよりなことの意味はそ
ういふ限度、そういう範囲、そ
ういふ氣持において使つてお
るのだといふことを申し上げ
ておきたいと思つております。

○石山委員 私は自治庁の指導とい
う中には、たとえば地方自治
団体の仕事の分量といふふう
な指導もあると思つておる。あ
るいは財政規模に対する指導
方針といふふうなものもある
と思つておる。けれどもこれ以上
指導力を強化するといふふう
になると、私は皆さんの権限
の強化のあつたのではない
か、という氣持を持つ。いわ
ゆる昔言われていた内務官僚
の指導権の強化、この言葉に
結びつく懸念があるのではない
か。というのは、われわれ地
方団体と中央官庁の結びつき
を見ますと、たとえば厚生省
關係あるいは労働省關係、あ
らゆるものはそれぞれの省で
指示されるような格好になつ
ておるわけですね。その間の
調整を自治庁はどのように
なつておるようですが、その
調整を自分たちの指導とい
う名前のもとで包んでしま
う、これが省に昇格される一
つの理由になつておるの
ではないですか。私はそ
ういふふうな解釈をするので
ありますが、いかがなもので
か。

まして、今言われておる権限
の問題は、地方自治法に
いろいろ規定されておる
問題でございます。庁が省
になるから権限がどうか
いふことは、地方自治に
關する限りにおいては
ございませぬ。これは地方自治
法の問題であらうと思
つておる。庁を省に
いたしまして、先
ほどから申し上げ
ますように、責任行政
大臣を置かしまして
責任体制を確立する。法令
においてもこれだけ膨
大なものをかかえて
おる自治庁としては、
やはり行政責任大臣を
置かして責任体制を
確立するのが當然
ではないか。昔の内務
官僚の権限のあつた
のではないかと
申上げましたように
制度が、新憲法ある
いは新行政組織によ
つて根本的に變つて
しまつておる。こう
いふことは私は考へ
ようとして考へられ
ないことだと思つて
おります。

それから最後に
觸れられました各
省と地方との關連
の調整といふよう
な意味であつた
と思つておるが、
厚生省である
とかその他各省
が都道府県に
いろいろの施設
といひますか、
あるいは制度
を考へたいとい
ふような場合に
は、地方団体
あるいは地方自
治を守る立場に
ある自治庁とい
はしまして、そ
の前からいろいろ
關係各省に意
見を言つたり、
その間の調整
をはかるという
ような仕事も
やつておるわけ
でございます。石
山委員が今まで
言われましたよ
うな氣持と全く
同じ氣持で、わ
れは仕事をや
つておるものだ
といふことを一
応申し上げま
して、御了承を
願つておきたい
と思つております。
○石山委員 長官は、庁から
省の昇格は、何
も地方分権その
他の権限を侵す

ものではないというよりなことを言われておりますが、われわれが心配するところはやはりあるわけです。庁が省に昇格することによって、いわゆる大阪の外堀は埋められるのだ、こういうことが盛んに言われておるわけなんです。それはなぜかといいますが、昔の内務省を考へてみてもいいと思ひます。私もまた庁が省に昇格するくらいであれば、むしろ国土開発などがこの中に含まれておればなかなか見どころもあるし、提案の仕方もおもしろいと思ひますが、そういうことは抜きにされて、しつこく消防は治安の一部でやるのだが、どうせ長官は国家公安委員長を兼ねておるから、警察関係も一部入れて悪くないのじゃないか、こういう関係が当然生まれてくるし、これは構想の中にあつて否定しない方がいい。構想の中にあつた方が、庁が省として昇格するにはある意味では正しいやり方だ。ただそれが昔のいわゆる天皇陛下にお仕えした官僚制度というような運行的仕方をすれば、これはいかぬこととご意見を述べたい。一つの国家的機構上の視点から見た場合は、そういう提案は否定されるべきじゃないし、むしろそういう考え方を内蔵した方が私は正しい行き方だと思つておるのですが、皆さんの方でそれは否定されておるわけです。外堀を埋めるといふことを世間は心配するのだが、私は国家的機構から見たら埋められた方が正しいと思つておるのです。

もう一つは特に伺ひますが、世間で大へん心配しておることは、自治庁と警察の関係、長官と公安委員長の関係が、このことによつてどういふふうな影響を受けるだろうか、それと同時に、私はまだ構想の点に關して自治庁と話し合つたことはございませぬが、私が言つておる、たとえば国土総合開発などの問題を入れた方がよろしいとか、警察を一部入れてもいいのじゃないかというふうな意見はございませぬでしたか。

○石原国務大臣 第一の国土開発、地方開発の問題は、先ほども私ここで答へ申し上げたのでありますが、このころの東北総合開発であるとか、あるいは九州開発であるとかいう仕事は、当然将来の自治省でやつていくべき仕事ではないか。考えようによつては、あるいは北海道開発、離島振興、特別地域連絡局、こういうことはもちろん考へておるのでございませぬが、しかしこの構想はここ数年來いろいろ論議せられたものであります。ついに実を結んでないのであります。こういう論議のために、自治庁がいつまでもこの形であるといふことはどうもいかぬのではないか、むしろこの際自治省といふのを先に作つておいて、それから今申し上げましたような問題をすつと検討、統合していくべきではないか、こういう構想で進んでおるわけにございませぬ。

それから消防は昔の概念と非常に異なりまして、戦後の消防といふのはいわゆる自治体消防、市町村消防でございまして、行政制度上国家消防本部の組織といふものがどうもはつきりわからぬ。国家公安委員会が管理しておるわけでもございませぬが、国家公安委員会が連絡をとつておる、この形自体がむしろおかしいのではないか。自治体消防といふは、自治庁の仕事とやや違ふ面もございませぬけれども、

むしろそういう意味で自治省の方へ統合した方がいいのではないか。警察については国家公安委員会という行政委員会が中正の立場で管理しておるのでございまして、この問題をどういふふうな議論は今日まで一度も出たことはいりませぬし、私も現在の事態から考へましてそういうことは適当でない、かように考へております。

○石山委員 一國の政治といふふうなものを軌道に乗せることを考へてみますと、あなた方御承知のように、地方財政と治安とを握ることによつてこれは一本化されたものでございませぬ。しかしそれは非常に権力が強化されていくといふような心配があるだろうと思ひけれども、そのかわりセーブする法律省といふものがある。国会といふものがある。これは私はセーブできると思ひます。あなたの方では何か警察といふことを非常に毛ぎらしておるようですが、実際の意味の政治といふものを考へた場合、この両面がなければ一貫していかぬわけなんです。警察に關することは全然今まで検討されたことはございませぬか。

○石原国務大臣 全然ございませぬ。○石山委員 それは長官、いけませんよ。問題を提出されるからには、いいところと悪いところ、いろいろあると思ひます。しかしそれはやはりあらゆる面から検討していただいて、警察の問題云々は私の方で切り捨てましたといふ御意見ならば、私は賛成できる。初めからもう粗上に上せるのをおそれているよりなやり方では、それはあなた不勉強だと言われてもやむを得ないと思ひます。私は治安といふものを

大切にしておる男です。経済といふものを大切にしておる。これが政治の基本だと考へておるものですが、地方財政、地方自治、地方の繁栄を考へていふ自治庁として、治安の問題を抜きにしたお考え方であるといふことはいいけません。何もおそれることはないから、今まで検討したことをおっしゃつて下さい。

○石原国務大臣 自治省といふか、こういう問題と関連いたしまして、警察といふものをどうしたらいいか、統合したらどうかといふことは、そういう意味で検討したことはないと思ひます。申し上げたのでございまして、警察は今公安委員会を中心に運営され、私もその委員長をしておるわけにございませぬが、この現在の組織から申しまし、ことに今の警察は御承知のように司法警察を中心として行なわれており、行政警察の面といふものはほとんど警察にはないものであります。そういう意味から考へまして、警察庁なり国家公安委員会と自治省を結びつけるとか統合すべきだといふ意味で検討したことは全然ございませぬ。そういう意味で申し上げたわけにございませぬ。

○石山委員 私は国家公安委員会のことも考へた場合、国家公安委員会の場合は選挙なんというふうな手数が非常に繁雑ですが、やはり自治庁が自治省になつた場合も、治安を握らない自治省といふものはあり得ないといふ考え方を捨てるわけにいきませぬ。その便宜として、こういうことを考へてみますんでしたか。つまり世間の非難を緩和する意味で、県の公安委員をば公選

にすることを検討してみたことはございませぬでしたか。

○石原国務大臣 私は不勉強かもしれないが、そういうことを検討してみたことはございませぬ。

○石原国務大臣 どうもあなた方は国家公安委員長の役目に少し忠実でないときがあるのではないかと心配が起きます。たとえば福岡で三池争議からんで問題が起きたといふのは、私これは民選であればもっと手ぎわよく処理しているだろうと思ひます。そういう比較論をこの場合あなた方は考へておらんになりませぬでしたか。ただあなたの場合、国会であつた答を聞いておると、実に思ひやりのないやり方で、やつつけてしまふと鼓舞叱咤したような御意見を出しておる。あなたが御意見を發表したら、私現地に行つて見ているのですが、福岡の警察官はとたんに強氣になつて、隊列を組んでそこら辺を堂々とパトロールして歩くといふような現象が起きておるのです。そういう比較をあなた方はなさつたことはございませぬか。特にああいう労働組合の運動の中に殺傷事件が起きたといふふうな場合も、早期に問題を解決するといふことは、官選と民選ではだいぶ違ふのじゃないかと思ひます。○石原国務大臣 私は現在のいわゆる司法警察を中心としてやつておられます警察のあり方から考へましたならば、公安委員の任命方式等も現在の形が

ますよいのではないか、かように考えておられますし、またそういういろいろの問題についての意見等を、私狭い範囲かもしませんがまだ全然聞いておりません。

○石山委員 あなただいな警察のことを、昇格運動に対しては障害になるのだ、こう思っておられるようですが、そんな気がまえでは片を省に昇格させる必要がないという見解を私としては持っているわけですが。それはそれとして、あなた警察は避けているから私もちよっと面を置きましょう。消防と治安の関係、これはよくあることで、消防のホースで治安を鎮撫したなどということは外国の例もあるわけなんです。消防と治安、これはどういふふうに活用されようとなさっているか、その点をお知らせ願いたい。

○石原国務大臣 現行法の上におきましても消防組織法第二十四条第二項によりまして、消防と警察庁、都道府県警察等が相互間におきまして、非常事態の場合における災害防衛の措置に関しあらかじめ協定することができるとになつておるのでございます。それでたびたび申しましたように、消防は全く自治体消防、自治体の事務になつておるわけでございます。今申し上げましたように非常事態等の災害防衛、こういう面につきましては警察などと緊密なる連絡提携のもとに災害防衛等に――伊勢湾台風の時などにございまして警察、消防あるいは自衛隊等が緊密なる連絡をとつて当たつたのであります。こういう面においては消防組織法第二十四条第二項で現行法におきましても、それから今度自治庁が省になりましても、それらの法律によつ

て運営されていく、こういうことになつておられます。

○石山委員 自治庁が自治省に昇格する、地方財政を云々というふうは大へん言っているわけですね。私はそういうふうな数量だけの問題ではないと思つておるのですが、特に近代産業における場合の鉄鋼とかあるいは科学部門、重工業の場合には、数量はふえませんが、たゞは人数の使ひ方が不足だとか、必ずしも財政規模が大きくなつたから人数をふやさなければならぬという、そういう機構の中に自治庁がある意味では今あるのじゃないと思つておるのです。だから私がたまたま言うことは、国土全般の総合計画が自治庁の中になければならぬというのが一つの提案の仕方。それから治安というものの関係で、警察をおそれることなく吸収するという考え方も必要なのではないかという提案を私しているわけですが、その中で財政の方であつたは力説されているようですが、この財政のうちの、特に地方民主政治、地方の経済の発展、民度の向上というようになつては常に自治庁ではお考えになつておるだらうと思つておる。

「委員長退席、田万委員長代理着席」
これに特に私今お聞きしておきたい経済的問題では、つまり交付金等の問題でも自治庁の誠意、善意というものはわかるわけなんです。おくれい、たとえば東北、北海道、こういうふうな日本では後進地帯といふか、後進地帯といふか、今度は九州、四国というふうにおしなべてどん

どん、おれのところも後進地帯と言つておられますが、こういうことはたとえ自治庁が自治省に昇格をした、そういう場合の行政の能率あるいは後進地帯に付与される政治的配慮、これは東海道いわゆる関東、近畿、こういうものはほつておいても、ずんずん経済的には発展していくわけですね、これががらまうかといふこと。これは道産省であれ大蔵省であれ、そろばん高いお役所でございます。ですから投資をしたからには、そこから一定の利潤が上がつて、投資した額に見合うような経済の発展がない限りは、投資をしたくないという人間が私ばかりあるのじゃないかと思つておるのです。それが幸にして自治庁が自治省に昇格した場合、こういうふうな経済の不均衡に対する政治的な配慮といふものが、このことによつて行なわれ得る可能性があるかどうかということですね。それがあれば、御意見を聞かせていただきたい。

○石原国務大臣 従来からも自治庁といたしまして、後進地域の開発といふか、国土を平均して開発していかなければならぬという立場をとりました。力を入れておるつもりは、大體御理解願えておると思つておられます。地方交付税の配分にあたりまして、毎年々々交付税法を改正いたしまして、いわゆる傾斜度といふか、後進地域にたくさん金がいよいよ、でき得る限りの改正を續けておられます。ことに今回問題になつております東北開発に引き続いて、九州開発、四国開発あるいは北陸開発とておられますので、むしろ後進地域、財政力に

比較いたしましたして事業量の多いようなところは国庫負担をふやすべきではないか、東北に限らず九州に限らず、貧弱県にはふやすべきではないかという案を今推し進めようとしておられるわけでありまして。自治庁の今一番大きな仕事といふか目標は、そういうところへ置いておるのであります。そういうことを推進していくにつけても、自治庁長官は国務大臣でありますから、そういう意味では閣議その他にお願いはいろいろされるわけでございます。法令の制定についても、予算の要求にしても、いろいろな問題をやはり総理府の外局として総理府を通じてやらなければならぬ。対等ではありません。何となくやはり外局の役所だ。一番大切な地方自治、国の財政にも匹敵するような地方財政を持つておる、それを主管する役所が単なる一外局である、責任の行政大臣もないのだということでは、自治の進展をはかる上において支障がある、こういう意味で、今回あなたが言われますように国土開発とかいろいろの問題を入れたのでありますけれども、その議論をやつておるとまだ何年かかるかわからないという状態でありまして、簡素なものでありますけれども、簡素なものでありますけれども、皆さんの御期待に沿うように、そういう構想でございます。

○石山委員 責任体制という言葉は再々聞かれますが、責任体制といふのは一体何か。今のままでは責任体制がとれないということになりそうなんです。が、事例としてはどういふことが責任体制がとれないのですか。

○石原国務大臣 制度上におきましては、地方自治に関する最終責任者といふものは、やはり内閣総理大臣になつておるわけでございます。でありますから、法律、政令その他についての閣議決議権といふものも自治庁長官にはないので。それから省令の制定権もない、予算の要求、執行上の問題等につきましてもやはり内閣総理大臣、こういうことになつておるのでございまして、あの広範な仕事をしております内閣総理大臣が、一々そういう自治の関係のことについてまでやるということもどうかと思つておるし、これだけの厚生行政あるいは建設行政、通産行政に比しても重要性において劣らない、むしろより以上であるこの自治の問題については責任大臣を置いておいた方がよいのではないかと、こういうことであらうと思つておる。

○石山委員 今の岸内閣は政党内閣でしよう。官僚内閣だといふならば、あなたの御意見はやはり私は必要だと思つておる。あなたは内閣総理大臣からすべつてのことを委託されるくらい立場にあると思つておる。つまり政党内閣の政党内閣、政党内閣の政治的、あるいは運動方針等によつて決定された政策を行なうのでございまして、総理大臣は皆さんを手足のごとく使えるわけなんです。それに異議を申し立てるならば、普通からいへば離れなければいけぬわけでしょう。ですから、あなたの御意見は、いわゆる昔われわれが経験したところの官僚中心の政治であるならば私は正しいと思つておる。しかし今の場合岸信介さんが総理大臣であつて、石原長官がその意見を体し得ないという建前ではないと思つておる。一貫

に昇格すれば云々というふうなことを言つたこと、この陳情書というものは同じだと思ふ。長官のところにも行つておもうのだが、これは東北、北海道から出た陳情書ですけれども、これと同じだと思ふのです。たとへばここに私が持つておる一般財源の付与、または国庫補助率の引き上げ、こういうふうなことがそれでは簡単にできるかというところ、こういうことと同じなんです。ですから地方民から大へん強い要望があつたということは、あなたの提案の一つの趣旨になつておる。しかし提案の趣旨には、今の皆さんの内閣ではなかなかやり得ないことをちやんと書いてありますよ。たとえば経済的に、償還に関する六分五厘の利子は高いからうんと引き下げてくれ、こういう提案の仕方、これも地方の強い要望です。間違ひのない陳情です。はなはだしいのにならんと、交付公債の利子はすみやかに全廃してくれと言つてきておる。これも強い要望です。強い要望というのはたくさんある。だから自治庁が自治省に昇格してくれるというの、これは皆さんの人間の要望の中の一つにすぎないのであつて、全般ではない。特に皆さんのお耳に達しておるの、地方の知事あるいは市町村長、そういうふうな地方でいえば指導階級のような人なのではないか。ですからその人たちの言ひ分と、皆さんのお手元にしよつちゅうり差し出されておる地方交付税の問題、あるいは償還利子の問題等は、同じケースだと思ふ。こつちの方はなかなかやつてあげられないけれども、いわゆる官の機構だけはやつてあげられるのだというところは、これはちよつと

おかしいのではないかと思ふのです。たくさん皆さんの要望の中で、なぜあなたの方では官の機構の拡大だけを今回おはかりになつておるのか。

○石原国務大臣 今の石山委員のお話ですけれども、それはちよつとおかしい、残念に思います。地方団体側からの要望は、やはり地方財源の確保というふうなことが一番大きな要望です。これも御承知のように昨年は交付税率を一〇％上げておりました。今年も地方特別交付金というよりな形で〇・三％上げておる。地方債のワクでも千億が千五百億になる、あるいは交付公債制度の廃止を要望しておりました。大体廃止の方向が打ち出されたが、問題もごくわずかでありますけれども、少し手直しされておる。この元利の償還につきましても、地方財政計画でこの償還を財政需要額の方に乗せていくとか、地方側の要望を全部満足といふところまではいきませんけれども、ほとんどこたえておる。最後に後進地域に對する公共事業費の国庫負担の引き上げ、これは御承知のように九州開発はおそらく出るであります。私はさらに進んでこれを全国的に適用したいというふうな考へておるのであります。こういうふうなこたえておるのであります。自治省設置も数年来の要望で、これがこたえるの一番おくれであつた。それを今回提案をしておるというところ、ごさいまして、ただ機構だけをわれわれがいじつて、ほかのことはちよつとこたえてないではないかと言われると、これはちよつとおかしい。自治庁を担當しておる者として残念に思ふ。もちろん私は機構いじりだけではごさいません。私も三十数年前

方自治で飯を食つてきた一人であります。地方自治発展のためには今後とも粉骨砕身、努力をするつもりでおります。

○石山委員 私は構想の一端としては最初から否定はしておりません。構想は否定してないのだが、その構想の仕方が、非常にスケールが小さいというところなんです。これは冒頭に申し上げたように、一部課の増設じゃない。一局の新設じゃない。ですからこれは自治庁長官が頭を痛くして答弁するよりも、自治庁から自治省に昇格さすというところは、岸内閣全般のいわゆる考へ方だと思ふのです。

〔田万委員長代理退席、委員長着席〕
ですからこれは内閣の責任です。もちろん一つの部課であつてもさうだと思ふのですが、しかし特にこの場合はさうだと思ふのです。それにこれは何とまあおとなしく低姿勢でおすおすと提案しているのだらうといふところに、私は疑問があるのです。なぜ大手を振つて、国家の政治から見た場合の地方のあり方、地方自治を指導し地方経済を繁栄させるためにはこれこれがぜひ必要だ、特に国家財政と均衡を同じにするような財政を持つておる自治庁であれば、私はおすおすでなく大上段に振りかぶつて、総合したものをこころに出すべきだと思ふのです。それを何でもおすおすの賛成しないから、こういう提案の仕方をしているのではないかと私は思ふのです。あたりを見過ぎて

いる。まわりを見過ぎておる。そういう時期、そういう熊勢の中で消防庁をくつつけて自治省にしても、何も妙味が生まれたいのではないか。長官は妙味があるというふうにおっしゃつておるのだが、どうも妙味がないのです。機構をいじるからには、やはりちゃんとしたうまみがなければいけません。構想をいじるからには、やはりちゃんとしたうまみがなければいけません。大体おもうのです。あなたが話した通り、もさつぱりそのうまみが少ないのだ。さらに盛つた料理の量が少ないのだ。自治庁というさらには大きい。盛られた中身は何だと思つたら自治庁と消防庁だ。さあ食べてみようとはしを聞いたのだが、どうも大臣の御意見を聞いてみると、その中には栄養価のあるようなものもちよつとあるけれども、うまみの点、いわゆる機構の調整、機構の集約大成、こういうふうなものからすると何らうまみが出てこない。栄養は少し足りないはあるかも知れないが、食物としての大切な食味がなくなつてきまうのはだんだん時間がなくなつてきたから、個々のうまみについての条文のところまでは入りませぬけれども、うまみをもう少し出してもらわなければ、何ほ食食食といつたつてそんなに食食やしません。やはりもう少しうまみのある回答を用意していただくなければ、時期尚早なのではないか、こういう判定を下さざるを得ないのではないかと思ふのです。

それから条文の中身は手続上の問題が多いようです。総理大臣からこういうふうな事務が自治省に移管される。それで私が言つたりうまみの点についてですが、この条文でうまみがあるといふのは一体どこですか。ほとんど手続に尽きておるようですが、そういう点もお聞きしたいのです。

○石原国務大臣 先ほどからいろいろお話があつたのでありますが、ちよつと

りどさらを例にとつて言われたのであります。私どももとにかくさらをこしらえておかないと、料理が盛れないわけなんです。今回盛つてある料理がうまみがないとおっしゃいますけれども、地方自治という仕事は、これが少くないのですけれども、栄養という中身は非常なもので、食つてみてもらわなければわからないと思ひます。そういう意味で、石山委員はむしろ自治省をもつとりつばないものにせよという意味で、鞭撻の御意見と聞いて非常にありがたく思つておるのであります。先ほど来申し上げましたように、何年たつても官庁の機構というものはなかなかさういへんにいかないで、やはりさらだけはこのこしらえておかなければ受け入れられない。ちよつと例でありましたのでそれで申し上げます、さらをこしらえておくといふことであります。

それから条文の中は手続が多いのではないかとごさいますが、これは設置法でありますからやはり自然さういふ条文になるのであります。うまみは、内閣総理大臣の権限であつたものが自治省に移つて、そういういわゆる地方自治を担當する責任行政大臣がこころでござるのだ、こういうところに一番おしいところ、うまみがある、かように考えます。

○石山委員 そうするとうまみの一つとして、総理大臣が持つていた権限を直接的に自治長官に付与される。これは確かに物事を敏速にやるためにはいい方法の一つかも知れません。しかしさらをお作りになると言われるが、そのさらが今のあれから見ると土器ですね。磁器までいかぬ。だから安保管

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

問題

でゆれているような争党の中を見る
と、さらにはいつかわれるかわからぬ
しかもその盛る内容がはつきりしない
ということになれば、さら自体の大き
ささえもわれわれの頭の中では考えら
れないわけでは、先ほどの長官の話で
は治山治水くらいというよりなことを
ほのめかしておられますけれども、これ
がはたして省議で納得されてあなた
御答弁されておられるか、はなはだ疑問な
んです。特に逃げを打っておられる
いわゆる治安の問題等については、私は
不可解千万だと思ふ。地方自治行政を
お握りにならうとする方が、経済と治
安を切り離す、行政と治安を切り離
す。経済、行政、治安というものは三
位一体なんです。広く言つたら行政の
中に治安が入るといふことを言つてお
る方もあるかもしれませんが、こういう
ことをしり込みなさる場合には、つま
みも中身もわれわれとしては理解しに
くい。さらだに一つ作るといふこと
では、これはもつたないといふこと
になると思ふのです。これは手前みそ
を申し上げてはなはだ恐縮ですが、社
会党みだりに社会主義でいわゆる計画
経済でやるといふならば、さらは今年
度、来年度はこういふ中身、三年たて
ば治安もここに入れるといふふうなこ
とをやり得ると私は思ふのだが、やれ
自由主義とかなんとかいふことで、そ
の日の風の吹き次第といふ皆さんにか
かつては、さらの中身のほこりだけが
ばいになって、どうにもしようがない
といふようなことになりかねないと思
ふのです。ですから長官の言われてい
るさらだけといふ、そのさらだけでも
どうも私ほもつたような気がする。
特に土で作られる土器では、はにわ

じゃあるまいし、近代経済、政治を論
じているわれわれが、その盛るさらだ
け作つて満足するわけにもいかぬわけ
なんです、そういうところにも提案の内
容としては私は少しく欠けてはいるもの
があるのじゃないか。
それから、これは私は最初にもお尋
ねしたので、いわゆる自治法に
よつて云々といふふうなことを長官が
先ほど答弁されておつたのですが、皆
さんのお考えになつておられる点は、皆
内務省のよきな格好で、司法、行政の
権限、自主性といふふうなものは決し
て金縛りをしないのだ、指導といつて
も一定のワクにはめるといふふうなこ
とはしないのだ、もう一つ県警の公安
委員も官選でなく民選に切りかえるよ
うな方向に指導していくのだ、こうい
ふふうな点をお考えになつておられるわけ
ですか。

○石原国務大臣 やはり最初質疑応答
を重ねた問題でございませうけれども、
指導といふ意味は自治の尊重の範囲内
においていろいろやつていくのである
といふことは申すまでもないと思いま
す。それから治安々々とおっしゃいま
すけれども、現在の警察はいわゆる司
法警察でございまして、これは地方自
治を担当するものとはちよつと一緒に
は考えられない問題で、全然別の方向
のものではないかと思ひます。公安委
員の任命方式をどうするといふふうな
ことは、私現在のところ全然考へてお
りません。現在の組織では今のものが
一番いい方法ではないか、かように考
へます。

○石山委員 あなたは司法警察と言つ
ておられるけれども、地方自治を論ず
る場合に大へん大事なことだから、自
治庁長官というよりも公安委員長とい
う身分のもので、いつか一日時間をさ
いていただいで、一つお聞かせ願ひた
い点が多々あるのであります。きょう
はそれはやめておきますけれども、た
とえば自治庁が自治省になつた場合の
個々の実際の権限の問題について変化
が起きるかどうか。今年は中学生がう
んとふえておられるのですが、そつう
な場合に、いわゆる地方の自治の実
際に即した考へ方で、たとえば文部省
との見解の相違等が起きる。それが自
治庁が自治省になつたことによつて、
自治省の見解が優先するといふふうな
ことがあり得るかどうか。そつうい
う問題も一つこの場合お聞かせを願
ひたい。

○石原国務大臣 文部省と自治省で、
自治省が優先するとか、そつういふこ
とは庁が省になつたからといつて、別
にどういふことではないかと思ふので
すが、先ほど申上げましたように、ひ
とり文部省に限らず、厚生省、建設省
いろいろ地方に関連して制度等を考
へまする際に、調整をはからねばなら
ぬ問題がございませう。そつういふ場
合にはやはり庁よりは省の方が調整力
がある程度強くなるのではないか、調
整がしやすくなるのではないかといふ
ことは考えられると思ひます。それから
例にあげられました中学生がふえてき
てどうだといふ場合に、こつういふこ
とで自治庁と文部省との意見が衝突
することはほとんどない。協力してや
ればならぬと思ひますけれども、大
蔵省と当たつて、いかに国の予算を取
り、地方の財政計画とマッチせしめる
ようにするかといふことが、自治庁の

大きな仕事である、かように考えま
す。
○福田委員長 この際暫時休憩いたし
ます。
午後零時二十五分休憩

午後零時四十二分開議
○福田委員長 休憩前に引き続き会議
を開きます。
建設省設置法の一部を改正する法律
案を議題といたします。
本案につきましては昨日質疑を終了
いたしております。

○福田委員長 御質疑もないようであ
りますので、これより本案及び修正案
を一括して討論に入ります。
別に討論の申し出もありませんの
で、直ちに採決に入ります。
まず高橋一君外二十七名提出の修
正案について採決いたします。本修正
案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○福田委員長 起立給員。よつて高橋
一君外二十七名提出の修正案は可決
されました。
次に、ただいまの修正部分を除く原
案について採決いたします。これに賛
成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○福田委員長 起立給員。よつて修正
部分を除く原案は可決されました。こ
れにて建設省設置法の一部を改正する
法律案は修正議決いたしました。

○高橋(禎)委員 自民党、社会党、民
社党三党共同提案になる建設省設置法
の一部を改正する法律案に対する修正
案の趣旨の説明を申し上げたいと思
ひます。
修正案の案文はお手元に印刷して配
付してある通りでございます。すなわ
ち建設省設置法の一部を改正する法律
案の一部を次のように修正しようとし
るのであります。附則第一項中「昭和
三十五年四月一日」を「公布の日」に改
めるのであります。原案は四月一日か

○福田委員長 本案に関し高橋一君
外二十七名より附帯決議を付すべしと
の動議が提出されておられますので、本
動議についてその趣旨の説明を求めま
す。高橋一君。
○高橋(禎)委員 自民党、社会党、民
社党三党の共同提案にかかる建設省設
置法の一部を改正する法律案に対する
附帯決議の趣旨を説明いたします。

○石原国務大臣 建設省設置法の一部を改正する
法律案に対する修正案
建設省設置法の一部を改正する法
律案の一部を次のように修正する。
附則第一項中「昭和三十五年四月
一日」と「公布の日」に改める。

○福田委員長 本案に対し、高橋一
君外二十七名より修正案が提出され
ておられますので、この際本修正案につ
いて提出者よりその趣旨の説明を求めま
す。高橋一君。

○福田委員長 起立給員。よつて高橋
一君外二十七名提出の修正案は可決
されました。
次に、ただいまの修正部分を除く原
案について採決いたします。これに賛
成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○福田委員長 起立給員。よつて修正
部分を除く原案は可決されました。こ
れにて建設省設置法の一部を改正する
法律案は修正議決いたしました。

○石山委員 あなたは司法警察と言つ
ておられるけれども、地方自治を論ず
る場合に大へん大事なことだから、自
治庁長官というよりも公安委員長とい
う身分のもので、いつか一日時間をさ
いていただいで、一つお聞かせ願ひた
い点が多々あるのであります。きょう
はそれはやめておきますけれども、た
とえば自治庁が自治省になつた場合の
個々の実際の権限の問題について変化
が起きるかどうか。今年は中学生がう
んとふえておられるのですが、そつう
な場合に、いわゆる地方の自治の実
際に即した考へ方で、たとえば文部省
との見解の相違等が起きる。それが自
治庁が自治省になつたことによつて、
自治省の見解が優先するといふふうな
ことがあり得るかどうか。そつうい
う問題も一つこの場合お聞かせを願
ひたい。

○福田委員長 御質疑もないようであ
りますので、これより本案及び修正案
を一括して討論に入ります。
別に討論の申し出もありませんの
で、直ちに採決に入ります。
まず高橋一君外二十七名提出の修
正案について採決いたします。本修正
案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○福田委員長 起立給員。よつて高橋
一君外二十七名提出の修正案は可決
されました。
次に、ただいまの修正部分を除く原
案について採決いたします。これに賛
成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○福田委員長 起立給員。よつて修正
部分を除く原案は可決されました。こ
れにて建設省設置法の一部を改正する
法律案は修正議決いたしました。

まず附帯決議の案文を読み上げます。政府及び公共用地取得制度調査会が、土地収用法の検討にあたってはいやしくも、収用地その他の補償額決定以前に、起業者に対し、被収用者の意思に反して、その使用権を認めるがごとき公権力の強化に依り私有財産権を侵害することのないよう特に考慮せられんことを強く要望する。右決議する。

その趣旨は、この案文を見ればおのずから明らかになるところでございませぬが、ごく簡単に補足いたしますと、憲法は、私有財産は正当の補償のもとにこれを公共のために用いることができると規定いたしております。公共利益増進のためには、土地その他について使用、収益を許す、こゝろいう立場をとっておりますけれども、一面財産権はこれを侵してはならないという大原則を明らかにしておるのであります。建設省設置法の一部を改正する本案につきまして、その内容の中に公共用地取得制度調査会を新しく設けられる内容を含んでおるのであります。この調査会は建設大臣の諮問に依りて公共用地取得制度に関する重要事項を調査、審議し、または当該事項について関係行政機関に建議すること等の職分を持つことに相なっておりますのであります。当然土地収用法の検討等がなされるわけでございます。従いまして政府及び公共用地取得制度調査会が土地収用法の検討をなすような場合におきましては、この憲法の本質でありまして個人の財産権を侵してはならないと

いう面と、しかし私有財産は正当の補償のもとにこれを公共のために用いることができるというこの面と、その間の適正なる両者の調整をはかることが肝要であると思つております。ところが収用地その他の補償額を決定する前に、起業者がその被収用者の意思に反して、その目的物の使用権を認め、先に使用してしまつてしまつて補償額を決定するといふような事態を認めますと、収用地その他、すなわち目的物のもとの権利者といふものが不当に侵害されがちなる点を非常に懸念されるのであります。この両者の調整といふことに強く意を用いなければならぬ。特にこの案文にありませぬような、収用地その他の補償額決定以前に、起業者に対して被収用者の意思に反して、その使用権を認めるというやうな私的財産権が侵害されるやうなことがあつてはならない。むしろ原則よりも例外という点に重点を置いていくやうなことはあつてはならぬといふことを考えますので、特にこれらの点について政府及び公共用地取得制度調査会等に要望をするわけでございます。

これがこの附帯決議を出します趣旨のおもなる点でございます。以上でございます。以上から、御賛成を願います。

○福田委員長 本動議について採決いたします。本動議を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、本動議は可決されました。

なお、本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思つて存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○福田委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。次会は来たる十九日午前十時より開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十一分散会

〔参照〕
建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第九二号)に関する報告書
〔別冊附録に掲載〕

内閣委員会議録第二十七号中正誤	ハ段 行 誤	正
	三 四 六 否めて	含めて
	三 五 三 六 具的に	具体的に
	七 四 二 〇 やり	やはり
	八 三 七 作成	作成
内閣委員会議録第二十八号中正誤	ハ段 行 誤	正
	四 一 三 採決	裁決
	四 二 六 採決	裁決